

# 申告相談日程表

●本庁管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所	
2月	16日(木)	池田地区 池田公民館	
	17日(金)		
	20日(月)	薄根地区 薄根公民館	
	21日(火)		
	22日(水)		
	23日(木)	利南地区 利南公民館	
	24日(金)		
27日(月)	川田地区 川田公民館		
28日(火)			
3月	1日(水)	市役所 1階 市民ホール	
	2日(木)		
	3日(金)		
	6日(月)		
	7日(火)		
	8日(水)～15日(水)		全地区未済者
	※土・日曜日は除く		※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします

## お願い

所得税の還付申告は、1月から税務署で受け付けています。確定申告に関する書類などは、沼田税務署(☎2131)へ請求してください。期間終了間際は大変混み合いますので、早めに申告をお願いします。申告書は自分で記入して提出するようお願いします。申告相談に来場する人は、収入金額や経費などをあらかじめ集計し、できるだけ記入しておいてください。市役所駐車場が狭いため、なるべく車の利用を避けていただくようお願いします。

## 注意事項

- 申告期間中は、指定の会場以外での申告相談はお受けできません。該当地区と場所をご確認の上お越しください。
- 該当地区の日程に都合がつかない人は、各管内の全地区未済者対象の申告相談日にお越しください。
- 白沢・利根支所管内は、昨年までと日程や会場が異なりますので、ご注意ください。

●利根支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所	
2月	16日(木)	(午前)小松・柿平・青木・砂川(八軒家を除く)・穴原(島古井を除く)・日向南郷・日影南郷 ※午前9時～11時	南郷集会所
		(午後)根利 ※午後1時～3時	
	17日(金)	輪組・多那・石戸新田 二本松・砂川(八軒家)	多那コミュニティーセンター
	20日(月)	大原・穴原(島古井)・老神・園原	大原集会所
	21日(火)	千鳥・平川	平川集落センター
	22日(水)	大楊・高戸谷	利根支所 2階 大集会室
	23日(木)	追貝	
24日(金)	全地区未済者		
27日(月)			
3月	8日(水)～15日(水)	市役所 1階 市民ホール	
	※土・日曜日は除く		

●白沢支所管内 受付時間：午前9時～午後4時

日程	該当地区	場所	
2月	28日(火)	高平1班～13班	白沢支所 2階 保健指導室 宮農指導相談室
3月	1日(水)	高平14班～23班・生枝	
	2日(木)	岩室・平出	
	3日(金)	尾合	
6日(月)	上古語父1班～20班	市役所 1階 市民ホール	
7日(火)	上古語父21班～37班・下古語父		
8日(水)	全地区未済者		
9日(木)			
10日(金)～15日(水)	※この期間は大変混み合います。都合の付く人は、できるだけ早めに申告をお願いします	※土・日曜日は除く	

## 税務署からお知らせ

問い合わせ 沼田税務署 ☎2131

社会保障や税、災害対策分野において、行政手続きの効率性や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年度以降の所得税や復興特別所得税、贈与税の申告書提出の際には、マイナンバー(12桁)の記載と、本人確認書類の掲示や写しの添付が必要になります。

### 番号確認や本人確認に必要な書類

○番号確認書類 個人番号カード、通知カード

○本人確認書類 個人番号カード、運転免許証、健康保険証など

※控除対象配偶者や扶養親族対象者の本人確認書類の提示や写しの提出は不要です

申告期間は  
3/15 水  
まで

今回の申告から、個人番号の記載が必要です。



# 市県民税の申告は正しくお早めに

問い合わせ 税務課市民税係 ☎内線3145  
白沢支所生活係 ☎内線32  
利根支所生活係 ☎内線33

## 申告が必要な人

平成28年中の所得に対する、平成29年度市県民税の申告受け付けが始まります。市県民税の申告は、昨年1月1日から12月31日までに得た所得を申告するもので、平成29年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税や児童手当、融資の申請などに必要な所得証明、納税証明の基礎資料となります。申告書を提出しないと、各種証明の発行や手などが受けられなくなりますので、申告が必要な人は、必ず3月15日(水)までに申告書を提出してください。

- ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得(個人年金や報酬)などがあった人
- ② 給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
- ③ 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ④ 勤務先へご確認ください
- ⑤ 給与所得者で、昨年の中途中で

## 申告が不要な人

- ① 平成28年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
- ② 給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 給与所得のみで、2カ所以上の勤務先から給与の支払いを受け、その給与の全部について年末調整を行い、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ④ 公的年金所得のみで、公的年金等支払報告書が市に提出されている人

## 申告書の提出方法

- 税いずれかの申告が必要ではない人
- 就職、退職し年末調整をしていない人
- ④ 公的年金だけの人で、日本年金機構などに申告した以外の諸控除を受けようとする人
- ※年金収入が400万円を超える人、または年金以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要です
- ⑤ 病気や失業、または学生などで所得が全くなかった人
- ※申告書裏面の所定欄にその旨を記入してください
- 申告書  
● 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード
- ※通知カードを持参する場合、運転免許証など身元確認書類も持参してください
- 印鑑  
● 昨年中の所得が分かるもの①②③
- ① 給与所得者は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ② 営業や農業・不動産所得者は、収支明細書、帳簿類、領収書など
- ③ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票
- 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
- 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類
- ※申告書が配布されていない人

## マイナンバーの確認

昨年1月の社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、今回の申告から市県民税申告書などに、個人番号の記載が必要になりました。

番号法により、本人確認が義務付けられているため、申告書などに記載されたマイナンバーが正しい番号であるかの確認(番号確認)と、提出者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

## 申告書を自分で作成する人

次のものを郵送、または申告会場に設置の提出箱へ提出してください。

● 申告書

● 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し

※通知カードの写しを提出する場合、運転免許証など身元確認書類の写しも提出

● 医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類